

浜保育園

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社H. R. コーポレーション

②施設・事業所情報

名称：	浜保育園	種別：	保育所
代表者氏名：	理事長 中村大蔵 園長 市柴 香代子	定員（利用者人数）：	100（89）名
所在地：	尼崎市浜2丁目20番5号		
TEL	06-6499-9622	ホームページ：	http://www.hanshinkvoudou.com (法人)
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：	平成26年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名）：	社会福祉法人 阪神共同福祉会		
職員数	常勤職員： 12 名	非常勤職員：	9 名
専門職員	(専門職の名称)	名	
	保育士	15 名	
	調理師	2 名	
施設・設備の概要	(室数)	(設備等)	
			乳児室・ほふく室 各2 保育室 2 調乳室 遊戯室 調理室 トイレ6ヶ所 事務室 医務室 休憩更衣室

③理念・基本方針

法人理念

阪神共同福祉会は すべての人の命を大切にし 地域福祉の担い手となる

保育理念

- ・親 地域 保育園が共同で子育てを行う
- ・児童憲章を守り 子どもが健やかに育つ権利を保障する
- ・障がいや異文化を認め合い 差別を許さない社会をつくる
- ・すべての生命を大切にし 平和で共存できる社会をつくる

保育方針

- ・保育課程に沿って、0歳から就学前まで一貫した保育をする。
- ・一人一人の個性と可能性を尊重し、創造力と自己表現する力を持った子どもを育てる。
- ・仲間を大切にし、仲間と協力し合う生活の中で、一人一人の自主性と主体性を育てる。
- ・家庭、地域と共に手を携えて、子どもたちが生き生きと育つ保育の場を創造する。
- ・いろいろな人との関わりの中で、互いに認め合い、生命の大切さを知る

浜保育園

④施設・事業所の特徴的な取組

<p>【保育の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スキンシップ…ベビーマッサージ、赤ちゃん体操、わらべ歌遊び、ふれあい遊び ○体づくり…泥んこ遊び、砂遊び、散歩、小遠足、裸足、マラソン、うがい、薄着プール遊び ○運動会…競争が中心ではなく、一人一人が自分の力を発揮し、親子で楽しめます。運動能力の向上と同時に、身体表現を子どもと考え、表現する楽しさを育てます。 ○劇あそび…創造することの喜びを知り、子ども達のより豊かな心と感性を育てます。 ○言葉の育み…絵本読み聞かせ、一人一人の言葉掛け、劇あそび、ききとり ○食育…食べ物への興味関心を育て健康に過ごします。季節の野菜などの栽培・収穫、クッキング、梅干し、梅シロップづくり魚の解体を見せてもらう。 ○平和…平和について考え、命を大切にします。絵本などを通して、身近なところから命の大切さや友達の大切さなどを伝えていきます。(アニメ映画会、平和の集い) ○異文化交流…様々な国や文化の違いを認め合い差別をしない。障がい児保育の受け入れ。(みんなと共に育ちあう保育) ○環境…身の回りの自然を大切に、環境問題について考えます。ゴミ拾い運動、牛乳パックの回収、雨水タンクの設置、 ○コーナー遊び…自分で遊びを見つけ、自主性を育てます。ままごと、パズル、ブロック、お絵描き、粘土など ○音楽…季節の歌、合奏、音感CD、リズム体操、手遊び ○絵画・制作…季節ごとの制作、経験画、自由画、様々な画材・素材を使っての絵画 ○生き物の飼育…各クラスの取り組みで、いろいろな生き物を飼育します。 ○当番活動…配膳、水やり、飼育、お昼寝のお手伝い <p>(姉妹園との交流)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4, 5歳児を中心に、姉妹園(善法寺保育園、南清水保育園、浜つばめ保育園)の園児と一緒に行事に取り組み、交流を深め、より大きな集団での活動を楽しみます。こいのぼり遠足、芋の苗付け、一泊キャンプ(5歳児)、芋掘り遠足、など <p>(地域との交流)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者との交流…祖父母との交流、地域施設の高齢者との交流 ・子育て支援…地域の親子を対象に、子育て支援事業を行っています。 ・トライやるウィーク…中学生の職業体験の受け入れを行っています。 ・卒園児交流…卒園児を招待して園児と楽しめます。 ・小学生との交流…浜小学校児童ホームとの交流 ・その他…阪神医療生協わかかさ診療所支部の夏祭りに参加 <p>【給食について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手作りの給食(おやつを含む)を提供しています。 ・旬の食材を取り入れ、栄養のバランスのとれた献立を、姉妹園の調理師が合同で検討し作成しています。 ・アレルギー食や離乳食など、個々に応じた食事を作っています。 ・野菜、果物、肉、魚などの食材は国産のものを提供しています。 ・平飼いでエサにこだわったにわとりの卵、良質な生乳を使った牛乳を取り寄せて提供しています。 ・調味料、延長保育のお菓子は添加物の少ない自然食品のものを提供しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 7 月 28 日 (契約日) ~ 平成 29 年 2 月 26 日 (評価結果確定日)
評価受審日	平成28年8月25日・8月30日・平成29年2月6日
受審回数 (前回の受審時期)	初 回

⑥総評

◇特に評価の高い点

・園内は木製の家具・遊具を多く設置し、木のぬくもりが感じられるように配慮している。採光、照明、床暖房、温湿度計の管理を行い、子供が長時間快適に過ごせる環境を整えている。園庭には日陰シェードを設置し、夏場も熱中症を予防しながら戸外で遊べるように配慮・工夫されている。

・遊び道具・本などの収納棚、トイレ・手洗い場、園児個別のカバンの収納棚等を工夫し、自主的に基本的な生活習慣が習得できる環境が提供されている。コーナー遊びや当番活動を通して、自主性が発揮できるように援助している。菜園や生き物の飼育等を通して、自然とふれあい、園庭には砂場・竹馬・三輪車・ボール等、遊びの中で身体を動かせる遊具がある。異年齢の園児と遊ぶ中で、人間関係が生まれ、また、散歩や園外保育の中で社会的なルールを身につけられるように配慮している。

・園内で環境・食育・研修・平和等、各種委員会を設置し、職員が各々の委員会に所属し、年間計画にもとづいて取り組み、保育の質向上に取り組んでいる。進捗については、議事録に記録し年度末に評価し次年度につなげている。

・「食育計画」を発達過程別に作成し、食育委員会を設置し、年間計画を立て食育に取り組んでいる。野菜の植栽やクッキング、また、お絵かきや工作で野菜を採り上げ観察する等、関心を深める取り組みを行っている。菜園で栽培し収穫した野菜を使ったり、クッキングを体験すること等で、食べたい物、食べられるものが増えている。給食当番も、役割づくりと楽しみとなっている。献立の配布・サンプルの設置・毎月の園だよりにより「食育コーナー」を設け情報提供を行う等、家庭との連携に努めている。

・年間研修計画に基づいて、外部研修・園内研修・法人内研修の研修体制を整備している。研修は階層別・職種別に企画され、姉妹園研修では保育方針をもとに各自が目標管理を行い、園内研修では前期・後期で総括と自己評価を行い、職員一人ひとりに応じた資質向上に取り組んでいる。「保育士の自己評価チェック表」により職員の自己評価と園長との個人面談を実施し、個別にのOJTと保育園全体の自己評価にもつなげている。

◇改善を求められる点

・中長期的なビジョンはあるものの明文化には至っていないため、中長期計画の策定と定期的な見直しが望まれます。また、中長期計画にもとづいた単年度の事業計画を、職員参画のもとに策定されることが望まれます。

*改善点ではありませんが、更なる向上に向けて、取り組みを期待します。

・今年度仕組み作りを行った、保育士の自己評価からの保育園の自己評価による質向上への取り組みを、今後も計画・継続的に実施されることを期待します。

・地域の保護者や子ども等に役立つ講演会・研修会の開催、地域住民に対する相談事業・災害時における地域での役割や地域の活性化やまちづくりへの貢献等、今後も地域交流と地域貢献に取り組まれることを期待します。

・整備された各種マニュアルを今後も引き続き定期的に検証し見直すことにより、園の現状に即したマニュアルとなり、職員の周知と実践に繋げる取り組みに期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価項目に沿ってひとつひとつ自己評価していくことにより客観的に現状を把握することができました。今まで見直しや課題についての議論を姉妹園とともに検討してきましたが、日々の業務に追われ十分検討できていない点や、整理できていない点なども明確になりました。また、できていることが記録に残せていなかったことなども含め、評価することにより今後改善すべきことが具体的に見えてきました。

これからもより良い保育園運営を目指し努力していきたいと思います。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果
別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a · b · c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針が入園のしおり・リーフレットに記載されている。理念は保育園の使命や目指す方向を明文化し、基本方針は職員の行動規範となる具体的な内容になっている。新人研修資料で、法人理念・保育理念・保育方針を説明し、周知が図られている。理念・基本方針を、入園のしおりにわかりやすく掲載し、入園時に個別に説明し、周知を図っている。共同通信「かがやき」に法人理念を掲載し、周知のために継続的に取り組んでいる。「園だより」の園長記載欄に、理念についてをわかりやすく説明した内容を盛り込み、理念の理解を図っている。クラス懇談会で、理念・基本方針・事業計画について説明する機会を設けている。</p>	

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 a · b · c	
<p><コメント></p> <p>事業経営・運営をとりまく環境や地域での特徴やニーズについては、尼崎市法人園長会や法人理事会・評議委員会・園長会で把握・分析を行っている。保育のコスト分析や利用者の推移・利用率については、園長からのデータを基に法人本部と園長会で定期的に分析・検討を行っている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 a · b · c	
<p><コメント></p> <p>経営課題については主に法人理事会・評議会・園長会で抽出し、役員間で共有している。クラス編成と職員配置について等、課題についてリーダー会で検討し、職員会議で職員に周知を図り、解決・改善に向けて取り組む仕組みがある。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>中長期的なビジョンはあるが、明文化するには至っていない。 中長期的なビジョンを明確にした計画の策定と定期的な見直しが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、「運営・処遇方針」「入所時定員」「開所日・開所時間」「職員体制・勤務体制」「年間行事・研修・職員会議・安瀬点検・災害訓練・健康管理・衛生管理・懇談会」「改修・設備」など、実行可能な具体的な内容となっており、単なる行事計画になっていない。事業計画は5項目に分けて具体的に策定され、評価を行える内容となっている。 単年度の事業計画は、中長期計画をもとに策定することが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>27年度末に園長と主任が評価し、事業報告書を作成し、28年度の事業計画を作成している。28年度の事業計画の内容は、職員会議で職員に周知と理解を図り、評価を行っている。 28年度の評価をもとに、29年度の事業計画を職員参画の下策定することを期待する。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画を玄関のボードに掲示し、クラス懇談会で説明し、保護者の周知を図っている。事業計画の主な内容は、「年間行事・研修・職員会議・安瀬点検・災害訓練・健康管理・衛生管理・懇談会」の項目を、月ごとの表であらわしたわかりやすい資料になっている。特に参加等が必要な内容については、「年間行事予定表」を作成して配布している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a b · c
<p><コメント></p> <p>各種委員会（環境委員・食育委員・研修委員・平和委員）を設置し、年間計画に基づいた定期的な取り組みにより、保育の質の向上に取り組んでいる。議事録に評価欄を設け、定期的に評価を実施している。定められた評価基準として、年2回実施する「保育士のための自己評価チェックリスト」を活用し、評価結果を集計、データ分析し、点数で強み・弱みを明らかにしている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>評価結果から明確にした課題、「これからの目標」「あなたの望む保育園」の記述から抽出した課題を、会義で共有化を図り、共有した課題について、改善策・改善計画を策定し、計画的に改善に取り組む仕組みづくりを行っている。</p> <p>今後、評価結果にもとづいて、計画的に改善に取り組み、経過を議事録などに残されることを期待する。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>園長は、年度の事業計画に運営・処遇方針を明文化している。園長は、役割と責任について就業規則・職務分担表に明示し、新人研修の資料に入れ周知する仕組みがある。有事における園長の役割と不在時権限委任を主任に行うことが、職務分担表と緊急時対応マニュアルに明記されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>園長は法人内の理事会や評議会、また、尼崎市法人保育園長会等で情報収集し理解を深めている。尼崎市法人保育園長会での研修等、外部研修に参加している。保育関係の法令については法人の法令遵守責任者や法人保育園長会や法人内の園長主任会から情報提供を受け、把握に努めている。個人情報保護法に関しては、新人研修で周知し守秘義務の誓約書を交わしている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>定期的開催される各種委員会・職員会議・リーダー会議への出席、「保育士のための自己評価チェックリスト」と個人面談を通して、保育の質の現状把握を行っている。そこで把握した課題については、委員会・会議等で、職員の意見を採り入れながら課題解決・改善に取り組んでいる。法人内の園長会議や園内の研修委員会に参画し、教育・研修の充実に取り組んでいる。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>経営改善・業務改善については、法人の保育部会で分析・検討している。人員配置・職場環境整備については、法人の園長会で情報や意見交換を行い、人員調整など具体的に取り組んでいる。クラス編成と職員配置について等、経営改善に向けてリーダー会で検討し、職員会議で職員に周知を図り、改善に向けて取り組む仕組みがある。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>年度の事業計画の「運営処遇方針」「職員体制」に人員体制と職員の育成に関する方針が明記されている。人材確保のために、ホームページの求人欄の充実・就職フェアへの参加・学校への求人など、計画的・効果的な求人活動を行っている。職員育成については、「職種・階層別年間研修計画」に基づいた研修体制を整備している。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>保育園の理念・基本方針を実践できる人材を、「期待する職員像」として、法人研修で説明している。人事基準は、「就業規則」に明記し、入職時に配布し、職員に周知している。職員処遇の水準については、求人票や求人フェアを基に、法人理事会などで分析・検討している。処遇や人事管理についての職員の意向・意見も、園長会や法人理事会などで分析・検討している。</p> <p>人事考課制度・キャリアパスについては、法人での検討事項としている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況や意向の把握は園長が行い、労務管理は法人本部で行っている。定期健康診断や予防接種は法人からの支援があり、入職時や時期に案内し周知している。メンタルヘルスケアの相談窓口は法人内での取り組みを進めている。日常的に声をかけ相談に応じると共に、事前面談シートを作成して個別面談を実施し、職員が相談しやすい組織内の工夫を行っている。互助会・市の福祉共済加入、母体法人の協力体制を活用し定期健康健診、予防接種の励行など、福利厚生を実施している。「育児・介護休業規程」に基づいて、育児休業制度・介護休業制度・短時間勤務等を導入し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。求人活動を計画的に実施し、人員体制に関する改善に取り組んでいる。福利厚生の実施、育児・介護休業制度の導入、希望休・時間調整を採り入れたシフト調整など、働きやすい職場づくりに努めている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>姉妹園研修と個人面談で職員一人ひとりの目標管理を行っている。6月の姉妹園研修「保育方針を基に自分の目標を見つける」で、一人ひとりの目標設定を行い、9月の園長との個人面談で進捗状況を確認を行い、11月の法人研修「実践報告会」で、目標達成度の確認を行っている姉妹園研修の実践報告会で目標の達成度の確認を行っている。</p>		

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	<input checked="" type="radio"/> a ・ b ・ c
<コメント> 保育園の理念・基本方針を実践できる人材を、「期待する職員像」として、法人研修で説明している。「職種・階層別 教育訓練体系表」の「研修の目的」に、階層別に職員に必要とされる能力を明示している。「職種・階層別 年間研修計画」に基づいた外部・園内・法人内研修を実施している。法人研修・外部研修の研修内容・カリキュラムの評価・見直しは、年度末に「園長会議」で行い、園内研修については「研修委員会」で行っている。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	<input checked="" type="radio"/> a ・ b ・ c
<コメント> 職員一覧表に、資格・経験年数・職歴等を明示し、知識・技術水準・資格を把握し、階層分けの判断材料としている。職員の経験や習熟度に配慮して階層分けを行い、階層別研修に反得押している。職種・経験に応じて、「職種・階層別教育訓練体系表」を作成し、階層別に先週の目標を明確にし、階層別の研修計画を策定し、実施している。「法人保育園会」「私立保育園連盟」「社会福祉協議会」等が主催する外部研修について情報提供を行い、参加を奨励している。「園内研修」「法人内研修」は基本的に全員参加とし、外部研修についても、一人1回以上は参加することとしている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	<input checked="" type="radio"/> a ・ b ・ c
<コメント> 「実習生受け入れマニュアル」を整備している。マニュアルの「実習生心得」の中で基本姿勢を明文化している。実習生を指導する保育所のプログラムを使用している。指導内容に誤差が出ないように、主任が実習指導者に指導している。実習内容は学校側と整備し、実習中は指導教員が来訪し、連携している。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>法人理念、事業報告、予算・決算情報はホームページで公開している。保育所理念・基本方針はファイルで玄関に設置し、事業計画は玄関のボードに掲示し公開している。地域の福祉向上のための取り組みは、広報誌をホームページに掲載し、「すくすく教室」の案内を園外の掲示板で公表している。第三者評価受審は初回であり、公開する予定である。苦情相談体制は玄関に掲示している。法人の理念や事業所で行っている活動などを法人の広報誌に掲載し、地域に配布している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>管理規程・経理規程・文書保存規程など各種規程を整備し、就業規則・職務分掌・給与規程・旅費規程・育児介護休暇規程は入職時に説明の上配布し周知している。その他規程類などは事務所に設置し、職員の閲覧による周知を図っている。労務・経理については、必要に応じて外部機関に相談できる仕組みがある。法人の監事による内部監査が年に1回行われている。 外部監査は実施していない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に、地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化している。地域の情報を、外の掲示板に掲示し、保護者に情報提供している。水辺まつり・わかくさ診療所祭りなどの地域行事には、出店も行い、職員が同行し参加している。地域行事への参加や、すくすく子育て教室・園庭開放等、地域の人々や子どもとの交流の機会を定期的に設けている。病児保育など、必要に応じて、地域の社会資源に関する情報を提供している。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、受け入れに関する基本姿勢・受け入れ申し込み・受け入れ方法・ボランティアの注意事項等を明文化している。マニュアルには、トライやるウィークや職場体験受け入れについても明示している。ボランティアに、注意事項を説明して配布し周知を図っている。トライやるウィーク・インターンシップ等を通して、学校教育に協力している。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>医療機関・小学校等関係機関団体のリストを作成し、職員の見やすい場所に掲示している。園長が、法人園長会議や尼崎市特別支援研究協議会等、定期的な連絡会に参加し、共通の問題解決に向けて協働している。要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携して対応した事例があった。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>すくすく子育て教室・園庭開放・一時保育など、保育所のスペースを活用して地域の保護者や子どもとの交流を行っている。それらの交流の中で、また、随時にも育児相談を受け付けている。</p> <p>地域の保護者や子ども等に役立つ講演会・研修会の開催、災害時における地域での役割や地域の活性化やまちづくりへの貢献については、今後の取り組みとして職員会議で検討している。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>すくすく子育て教室・園庭開放・一時保育での交流を通して、地域の福祉ニーズの把握に努めている。尼崎市法人園長会や法人内の関係機関との連携により、福祉ニーズの把握に努めている。法人として「子供食堂」を実施し、広報誌に明示している。</p> <p>民生委員・児童委員などとの定期的な会議への参加や、地域住民に対する相談事業については、今後の取り組みを検討している。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に、「子どもが健やかに育ち権利を保障する」「一人一人の個性と可能性を尊重し」等、子供の尊重を明文化している。保育課程に明記し、保育課程に基づいた指導計画を策定し保育を実践することで、職員の共有と実践につなげている。「保育士の倫理綱領」をファイリングし、理解できるように「学習シート」を添付している。園内研修・法人内研修の中で、子どもの尊重や基本的人権について学ぶ機会を設けている。園内研修の前期・後期の総括と自己評価を通して、また、「保育士のための自己評価チェックリスト」による自己評価で、定期的な状況把握と評価を行っている。基本方針に「仲間を大切に」「色々な人との関わりの中で、互いの個性を認め合い」など明文化し、また、平和委員会を設置しその活動の中で子供がお互いを尊重するための取り組みを行っている。グループ分け、色や遊び方等の選択等の際、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。理念・基本方針に、子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について明文化し、入園のしおりや保育課程の説明時やクラス懇談会などで保護者に示し、理解を図っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>「個人情報取扱規程」「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」を整備している。保育園に特化したプライバシーマニュアルを作成している。兵庫県作成の「児童虐待対応マニュアル」を整備している。不適切な事案が発生した場合の対応方法等は、マニュアルに明示されている。個人情報保護マニュアルは、職員に配布している。また、職員会議で、資料を基に研修を行っている。プールに囲いを設け、また、マンション側の窓をすりガラスにする等、外部からの視界を妨げる配慮をしている。3歳以上が使用するトイレにはドアを設置しプライバシーに配慮している。入園時の保育理念・保育方針の説明、個人情報の取り扱いについての説明を通して、プライバシー保護・権利擁護に関する取り組みを保護者に周知している。マニュアル等にもとづいた保育が実施されているかについては、自己評価の中で確認する取り組みがある。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a · b · c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、保育所の特性などを紹介した情報ファイルを、保護者の相談窓口である尼崎市保育課子ども入所支援担当部署に設置している。写真や図・絵を使用した4園パンフレットや園だよりもファイルし、わかりやすい工夫をしている。園独自のパンフレットも作成中である。保育所の利用希望者には、資料のファイルを用いて個別に丁寧な説明を心がけ、見学にも対応している。園だよりもを毎月新しいものに差し替える等、情報ファイルの内容を随時見直している。ホームページの内容は、法人で適宜更新している。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始にあたっては、「入園のしおり」と共に、各種説明資料を整備し、わかりやすい説明に努めている。説明は、理解を確認しながら個別に行い同意を得ている。配慮が必要な保護者への説明については、理解できる保護者の同席を求めていることとしているが、事例はない。</p> <p>保育の開始・変更・終了についての手順を定め、配慮が必要な保護者への説明についても明記することを期待する。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>転園の際は、要請や必要に応じて、引き継ぎ文書を作成し保育の継続性に配慮している。「利用終了後の相談担当者(窓口)」を設置し、入園のしおりに記載し配布している。</p> <p>保育の開始・変更・終了についての手順を定め、引き継ぎ文書等についても明記することを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で、子ども一人ひとりの言葉や表情などから満足の把握に努めている。保護者に対して、1年に1~2回定期的に満足度調査が行われている。クラス懇談会が年に3回・個人懇談会が2回・実施され、懇談の中で、満足度や要望の把握に努めている。クラス懇談会には園長と共に担任保育士が出席し、保護者満足や意見の把握に努めている。満足度調査の結果は、第三者委員で集計・分析している。満足度調査の結果から、保護者に保育内容を伝える取り組みとして、クラスノートの設置や園だよりの内容の充実等、改善に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、苦情解決の体制を整備している。「苦情申し出窓口の設置」を玄関ホールの掲示板に掲示し、保護者にも配布している。26・27年度は意見箱を設置し、また、26年度から年に1~2回アンケートを継続し、保護者が苦情を出しやすい工夫を行っている。苦情内容は、受付と対応を記録し、「苦情解決ファイル」に保管している。対応策については保護者にフィードバックし、記録している。26・27年度に意見箱で把握した苦情は、三者協議会で検討し、回答を掲示で公表した。苦情相談内容は、職場会議で検討し、感染症発生状況の貼り出し・園だよりの内容の充実等、取り組みに反映している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>相談・意見についても、相談相手や方法をわかりやすく説明した文書を玄関のボードに掲示している。2階に「相談室」を設け、プライバシーに配慮し相談しやすいスペースが確保されている。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「意見・相談対応マニュアル」を整備している。日々の保育の中では、送迎時のコミュニケーションや連絡ノートで、意見・相談の傾聴に努めている。アンケートの実施・クラス懇談会・個人懇談会等、保護者の意見を積極的に把握する取り組みを行っている。把握した意見・相談については、迅速な対応に努め、「苦情解決ファイル」に記録している。「園だより」の内容の改善に取り組むなど、保護者からの意見を職場会議で検討し、反映している。「意見・相談対応マニュアル」の見直しは、来年度に予定している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>尼崎市事故防止対応指針をマニュアルとして、指針に沿って管理体制を整備している。マニュアル周知は職員会議で実施している。発生した事故・けが事例について、「園児の事故・けが等報告書」に、事例・対応・再発防止策等を記録している。ヒヤリハット事例は、発生時に主任に報告すると共に、週1回の職場会議で必ず報告し、再発防止策を検討している。再発防止策の見直しが必要な場合は、職員会議で行う仕組みがある。安全確保・食中毒・事故防止について、職員会議で資料を基に研修を実施している。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>食中毒対応・感染症マニュアルのガイドラインに沿って、「保育安全マニュアル」を作成している。職員会議で研修を実施し、職員の周知に努めている。研修の中で、マニュアルの見直しについても検証している。うがい・手洗いを励行し、終了点検表におもちゃの消毒の点検を記載し、感染症予防に努めている。園だよりや掲示で、保護者に情報提供を行っている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「防災マニュアル（地震・津波）」を作成し、発生時役割分担など、対応体制が決められている。耐震性のある改修工事を完了している。安否確認の方法が、「防災マニュアル」に明示され、保護者にもマニュアルの抜粋を配布し周知されている。食品の備蓄リストを作成し職員室内に掲示している。園長を管理者とし、備蓄品は2階に保管されている。火災・地震・浸水・台風等、災害を想定した訓練を毎月実施し、計画書・報告書を消防署に提出し、また、年に1回は消防署の訓練の立ち合いがある。年に1回実施される地域の総合防災訓練にも参加し、市域との連携にも取り組んでいる。</p>		

40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	a · b · c
<コメント> 「保育安全マニュアル」の中に、「食中毒対応マニュアル」が作成されている。職員会議で研修を行い、マニュアルの見直しも行っている。		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a · b · c
<コメント> 「保育安全マニュアル」の中に、「不審者侵入時の対応マニュアル」が作成されている。1年に2回訓練を行っている。避難訓練後反省会を持ち検討している。職員会議で、マニュアルの見直しを行っている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a · b · c
<コメント> 「保育安全マニュアル」の中に、保育についてのマニュアルが含まれている。「保育安全マニュアル」の中の「保育従事者心得」や、プライバシー保護マニュアルの中にプライバシー保護・守秘義務についての園の姿勢を明示している。自己評価のチェックリストの年齢別の項目に、年齢別の保育の標準的な実施方法や留意点が明示されており、実施状況を確認する仕組みとなっている。必要に応じて自己評価の結果を踏まえた個別面談の中で指導し、周知を図っている。保育実践は指導計画に基づいて実践され画一的にはなっていない。		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a · b · c
<コメント> マニュアルの見直しは、年度末に職員会議で実施することを定めている。必要なマニュアルの追加と、マニュアルの定期的な見直しを予定している。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a · b · c
<コメント> 園長を指導計画策定の責任者としている。「児童票」「面接書類」を基にアセスメントを行っている。担任保育士・主任・園長が、必要に応じて、医師の診断書・保健師の情報提供書を参考に、課題抽出を行っている。保育過程に基づいて、指導計画を策定している。担任保育士・主任・園長が、必要に応じて、医師の診断書・保健師の情報提供書を参考に、計画の策定を行っている。クラス懇談会や個人懇談会で、保護者の意向の把握に努めている。日誌・月案に「評価・反省」欄を設け、また、個別指導計画は「子供の姿」欄で、保育実践について振り返りや評価を行っている。支援困難ケースについては、内容に応じて、個別指導計画を作成したり、個別面談記録に経過を記録しながら、職員会議で情報共有・共通理解し支援に取り組んでいる。 指導計画にニーズを明示する書式の検討が望まれる。		

45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画の見直しについては、時期と手順を定めて、定期的に行っている。指導計画は、毎月関係職員が話し合って担任が作成し、変更した内容などは関係職員で共有している。緊急を要する場合は、その都度職員会議で話し合う体制がある。前月の振り返り・評価を「子どもの姿」欄に記載し、次の指導計画の作成に生かしている。 指導計画の見直しに当たり、ニーズの明確化ができる書式の検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況や生活状況は、個人記録「子どもの姿」（前期・後期）・「保育経過記録」に記録している。指導計画に基づく保育の実施は、クラス日誌に記録している。前後期総括の研修の中で、記録について確認している。また、担任保育士の記録は主任・園長が確認し、必要に応じて内容や書き方について指導している。日々の情報は、クラスごとの「送迎時伝達メモ」に記載し、担任の保育士に確実に伝達され、その中で全体で共有すべき情報については職員室のボードに転記している。週に1回職員会議・月に1回リーダー会議を開催し、情報共有を行っている。</p>		
47	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」「文書保存規定」より、記録の保管・保存・廃棄・情報提供、個人情報の不適正な利用・漏えいに対する対策などについて規定されている。記録管理の責任者を主任保育士とし、職務分担表に明記している。新人研修の中で、「個人情報保護に関する基本的な方針」で記録管理も含め個人情報保護について周知し、守秘義務の誓約書を提出している。個人情報の取り扱いについて、入園時に保護者に説明し、個人情報使用同意書で同意を得ている。</p>		

評価対象 A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a · b · c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a · b · c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a · b · c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a · b · c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a · b · c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a · b · c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a · b · c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a · b · c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a · b · c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a · b · c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a · b · c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a · b · c

特記事項

保育課程は児童福祉法・保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育園の理念・方針に基づいて、子どもの発達過程や家庭・地域の実態に応じて編成している。保育課程は、職員が参画し、2月の園内研修で総括し、3月の園内研修で評価を行い、次年度の保育課程に反映している。

静かな環境に立地し、窓からの採光がよくカーテンの開閉で明るさを調節している。温湿度計・床暖房で温湿度管理を行い、定期的に換気も行われている。玩具の消毒を定期的に行い、寝具については週に1回保護者が持ち帰り、また、必要に応じて園も衛生管理している。木製の家具や遊具を多く設置し木のぬくもりが感じられるように配慮している。可動式の棚やマットを利用し、保育内容に応じてスペースを確保している。各保育室の小スペースやマットを利用して、くつろいだり落ち着ける場所づくりをしている。食事と遊びのスペースを分け、落ち着いて食事ができるように配慮している。午睡を行うプレイルームは、照明にも配慮し快適な環境である。トイレは明るく衛生的で、各保育室から使用しやすい位置に設置されている。1・2歳児用トイレはオープンで見守りしやすい配置に、3・4・5歳児用トイレには個室式になっている。手洗い場も各保育室に設置され、各自が手洗い・歯磨きしやすいように、タオルや歯磨きセットなども設置されている。

一人ひとりの子どもの個人差を、児童票・入園時面談記録・個人記録・個人懇談記録等から把握し、個別指導計画等に反映し、尊重している。一人ひとりの子どもの受容と、安心して自分の気持ちが表現できる言葉かけや対応については、園内研修・法人内研修で学び理解を深めながら、日々の保育に取り組んでいる。年に2回の「保育士のための自己評価チェックリスト」による自己評価と個人面談で、定期的に意識付けと確認を行っている。

基本的な生活習慣の習得について、発達過程に応じたクラス毎の指導計画を立てると共に、一人ひとりの子どもの発達に合わせた個別の指導や支援にも配慮している。トイレ・手洗い場・収納棚等が、使いやすく設置されており、また、縦割り保育や当番制も活用し、子どもが様々な年齢の子どもとの生活の中で、自主性・主体性を尊重しながら基本的な生活習慣を習得する環境が提供されている。発達過程に応じて活動・休息のバランスが取れるように一日のスケジュールを作っているが、その日の体調や個人差に配慮して対応している。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、日々の保育の中で話すと共に、絵本や紙芝居などを活用して理解できるように働きかけている。

保育室には使いたい遊び道具を選んで遊び、後片付けをするように収納棚が設置されている。手洗い場の前に各園児の歯磨きセットが並べられ、食後に自発的に歯磨きを行っている。かばんを収納し、自主的に着替えたり、帰りの支度ができるように各園児用の棚が設置されている。コーナー遊びや当番活動を通して、自主性が発揮できるように援助している。園庭には日除けのシェードが設置され、熱中症等を予防しながら戸外で遊べる設備がある。園庭に砂場・竹馬・三輪車・ボール等、遊びの中で身体を動かせる遊具がある。1日の保育の中で戸外で遊ぶ時間を確保し、異年齢の園児と遊ぶ中で、人間関係が育まれるように援助している。遊具の使用や遊びの中で、また、散歩や園外保育の中で、ルールや約束事を説明し身につけられるように配慮している。園内の菜園や金魚・カブトムシ等生き物の飼育等を通して、自然とふれあうことができるように工夫している。夏祭り・水辺まつりへの参加、遠足・キャンプ・園外保育等、社会体験が得られる機会を設けている。音楽・絵画・劇あそび等、様々な表現活動が体験できるように工夫している。

保育室に沐浴スペース・給湯室を設置し、静かに午前・午後睡ができ、また、遊び道具も配置され、長時間過ごすことに適した環境が整備されている。愛着関係の構築や応答的なかわり等を保育課程や指導計画に位置づけ、言葉かけ・スキンシップ・マッサージ等行いながら、表情に配慮して月齢に応じた保育に取り組んでいる。0歳児用の連絡ノートは1日の流れが詳細に記録でき、保護者のコメント欄など、家庭との連携が密にとれる様式になっている。送迎時には、「登降園時伝達メモ」を活用して、保護者との会話を通して連携を密にしている。

保育課程の保育内容に「子どもの自分でやりたいという気持ちを大切にし、意欲的に生活できるようにする」「身近なものに興味や関心を持ち探索活動を楽しむ」を位置づけ、保育課程に基づいて指導計画を作成し保育に取り組んでいる。園庭での遊び・菜園・虫探し・コーナー遊び等、探索活動が行える環境を整備している。遊びや活動の中で約束事やルールを説明し、安心して活動できるように関わっている。友だちとトラブルになった場合は保育士が仲立ちし、保護者にも報告している。縦割り保育・調理師の関わり・実習生や職場体験受け入れ・保育参加等、様々な年齢の子どもや保育士以外の大人との関わりを持つ機会を設けている。送迎時の情報交換・連絡ノート・個人懇談等を通して、家庭との密な連携に取り組んでいる。

3歳児の保育内容として、保育課程に「仲間と一緒にいる喜びや楽しみを味わう」「様々な活動や遊びを通して好奇心や探求心を豊かにする」を位置づけている。4歳児保育内容として、保育課程に「仲間といることの喜びや楽しみをより感じながら仲間との繋がりを深める」「好奇心や探求心が豊かになり生き生きと活動する」を位置づけている。5歳児の保育内容として、保育課程に「仲間と過ごす中で協調・協力して物事をやりとげようとする」を位置づけている。保育課程を基に指導計画を作成し、発育過程に応じた保育に取り組んでいる。運動会や生活発表会等を通して、子どもの育ちや協同的な活動等を保護者・地域・就学先の小学校などに伝える機会を設けている。

玄関スロープ滑り防止、階段手すりの設置、園内バリアフリーで環境整備に配慮している。エレベーターは設置予定である。障害のある子どもについては、クラスの計画と関連づけながら個別指導計画を作成し、状況と成長に応じた保育に取り組んでいる。職員を加配し、通常保育を共に過ごせるよう配慮している。連絡ノート・随時の個人懇談・電話連絡等により、保護者との連携を密にしている。必要に応じて、保健師やケースワーカーに相談し、助言を受けている。園内研修「子どもの姿」の研修の中で、配慮の必要な子供への個別の指導や対応を通じて学ぶ機会を持っている。入園時に、保育理念や入園のしおりの保育の取り組みを説明する際、みんなと共に育ち合う保育について説明している。また、保護者の意向を尊重しながら、クラス懇談会で説明することもある。

朝30分夕方30分の延長保育を設定し、その日の保育の流れで過ごせるように連続性に配慮している。少人数なので、一部屋で、おやつを食べたり、遊んだりしながら穏やかに過ごせるように、保育士が対応している。子どもの状況は、クラス担任から「登降園時チェック表」で引継ぎを受け、迎えの保護者にも伝達し連携を取っている。

保育課程に、「小学校との連携 行事の出席・案内状送付」を位置づけ、小学校児童ホームとの交流や行事への招待などを行っている。卒園児交流や小学校児童ホームとの交流を通して、小学校以降の生活について見通しが持てる機会を設けている。小学校からの連絡を受け、保護者に小学校進学説明会を案内している。年度末のクラス懇談会や園だより等で、保護者が小学校生活への見通しを持てる機会を設けることとしている。園児が就学を予定している各小学校と、小学校教諭の来園や電話により、新入学生についての情報交換を行っている。尼崎市特別支援研究協議会に参加し、連携を図っている。担当保育士・主任・園長が参画して、保育所児童保育要録を作成している。

「保育所幼稚園における健康管理」「保育安全マニュアル」を整備している。体調悪化・けが等については保護者に電話で伝え、「病気けが報告書」「日誌」「登降園時チェック表」に記録し、事後確認は主に「登降園時チェック表」に記録している。「保健計画」を作成している。一人ひとりの子どもの健康状態については、「日誌」「登降園時チェック表」で、情報共有している。入園時の既往症や予防接種の状況等は「児童票」で把握し、入園後の情報は連絡ノートでの報告を受け、「児童票」に追記している。保育園の子どもに関する方針や取組は、「入園のしおり」や「保健計画」で保護者に伝えている。SIDSについて、午睡時は、15分ごとに顔色・呼吸・うつぶせ寝を確認しチェック表に記録している。SIDSについては、0歳児のクラス懇談会で説明しているが、0歳児の保護者全員に情報提供する仕組みづくりが望まれる。

内科・歯科・眼科・耳鼻科検診が実施され、検診記録表により担任保育士に周知されている。保健計画に、歯磨き指導や鼻腔の清潔等を取り入れ、保育に反映している。「健診結果のお知らせ」で保護者に報告し、受診が必要な場合は、保護者が同用紙に受診結果を記入して提出して報告している。

「保育安全マニュアル」内の「食物アレルギー児への対応」に応じて、子どもの状態に応じた対応を行っている。アレルギー疾患のある子どもに対してはアレルギー指示書、痙攣など疾患のある子どもに対しては医師の指示書の下、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。アレルギー疾患のある子ども一人一人について、栄養士が除去食材にアンダーラインを引いて、代替え・除去を記入して個別の献立表を作り、保護者が献立表を確認して、安全を確保している。アレルギー疾患のある子どもの食事は、個別にトレーで配膳し、名札をつけて間違いがないように配慮している。個別対応を職員会議で共有し、必要な知識・情報を得ている。入園の説明時に、「入園のしおり」の「給食について」や「健康管理」の項目で、アレルギー疾患や慢性疾患などについて説明を行っている。

「食育計画」を発達過程別に作成している。食育委員会を設置し、年間計画を立て取り組んでいる。子どもたちと保育士がテーブルを囲んで、楽しく落ち着いて食事ができるように、配慮している。給食当番も、役割づくりと楽しみとなっている。個別の発達に合わせた援助を行っている。家庭的な雰囲気ですり合わせできるように、陶器の食器を増やすように変更している。標準的な量で盛り付け、個人差に応じて、完食の喜びが感じられるように食前に減量したり、また、おかわりは自由にできるようにしている。菜園で栽培し収穫した野菜を使ったり、クッキングを体験すること等で、食べたい物、食べられるものが増えている。また、苦手なものは少量盛り付け、少しずつ食べられるものが増えるように工夫している。野菜の植栽やクッキング、また、お絵かきや工作で野菜を採り上げ観察する等、関心を深める取り組みを行っている。献立の配布・サンプルの設置・毎月の園だよりにより「食育コーナー」を設け情報提供を行う等、家庭との連携に努めている。

離乳食を初期・中期・後期に分類する等、一人ひとりの子どもの発育状況を考慮している。また、体調に応じた調理法で対応している。「新入園児面接書類」で食事量・好き嫌い等を把握している。検食簿・摂食状況の記録を参考に、職員会議・給食会議・四園給食会議で、調理師を交えて話し合い、献立・調理に反映している。旬の食材を取り入れ、季節感のある献立、行事食などを工夫している。昼食時に調理師が保育室を訪れ、子どもたちの様子を見たり話を聞いたり、一緒に片づけをする機会を設けている。「調理担当者の衛生マニュアル」が整備され、チェック表により実施を確認している。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a · b · c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a · b · c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a · b · c

特記事項

「連絡ノート」「送迎時伝達メモ」等により、家庭との日常的な情報交換を行っている。保護者懇談会・個人懇談会・各種行事・園だより等、保育の意図や保育内容について保護者の理解を得る機会を設けている。保育参加・運動会・生活発表会・親子遠足など、保護者と子どもの成長が共有できる取り組みを行っている。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、個人懇談の記録や相談記録に記録している。

登降園時は保護者が保育室まで同行し、保育士等は日々のコミュニケーションに努めている。登降園時・個人懇談会等以外にも、希望時には、担当保育士・主任・園長が随時相談に応じる体制がある。保護者の個々の事情に応じて、来園・電話等により、いつでも相談に応じている。延長保育・土曜保育等、保育園の特性を活かした保護者への支援を行っている。相談内容は、「相談受付記録」に記録している。相談を受けた保育士が適切に対応できるように、園長・主任が助言しながら共に対応している。

日々の保育の中で、子どもの心身の状況や言葉等に留意し、家庭での養育状況について把握に努めている。職員が権利侵害の可能性があると感じた場合は、主任・園長に報告し、職員会議等で情報を共有し協議する体制がある。権利侵害の恐れがある場合も共有し、担任保育士・主任・園長を中心に、保護者の支援に取り組んでいる。「児童虐待対応マニュアル」を整備し、職員が虐待等権利侵害・発見した場合の対応等を理解するように周知を図っている。職員会議で研修を実施している。

A-3 保育の質の向上

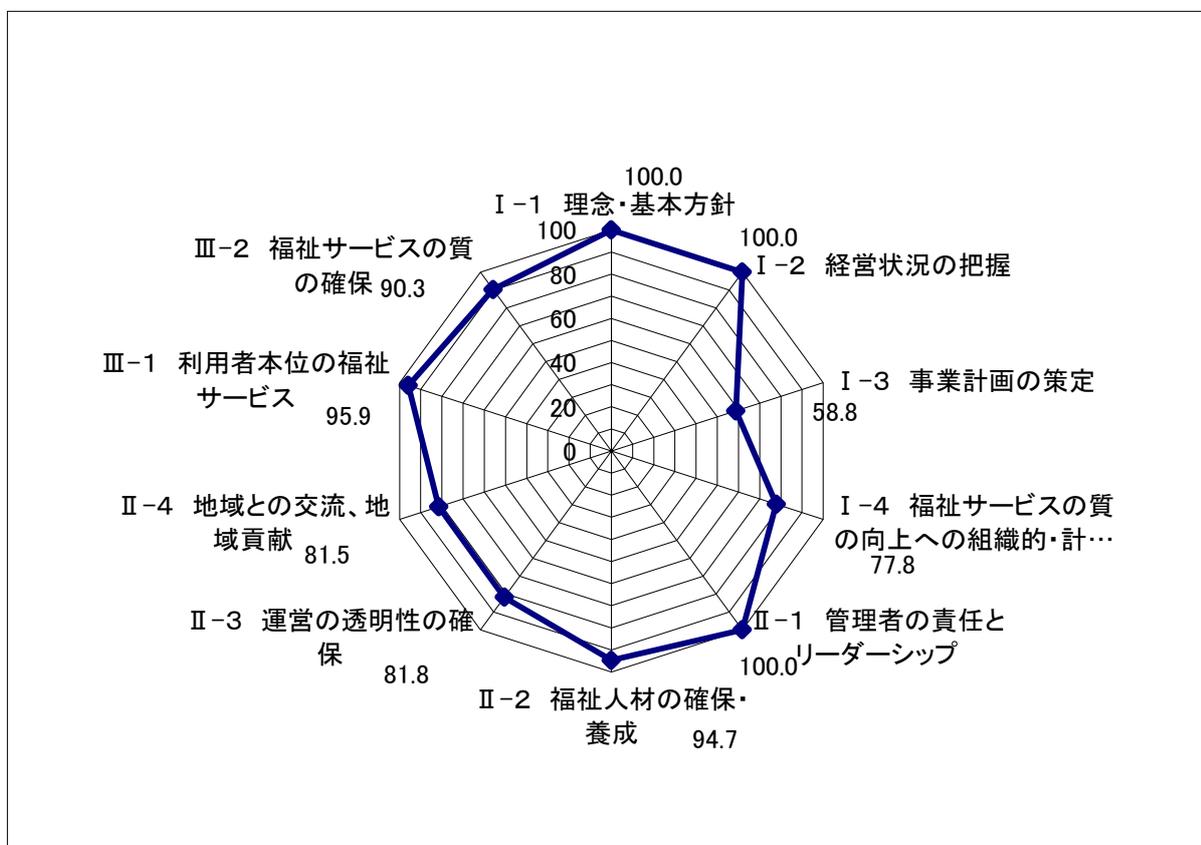
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a · b · c

特記事項

記録を基に担当保育士が話し合い、保育実践の振り返りを保育日誌・月案の「評価・反省欄」に記録している。年間計画に基づいて、前期・後期に総括を行い、園内研修で発表し、互いの学び・意識や専門性の向上・保育改善につながっている。園内研修で、保育士全員が参加して共有・意見交換することにより保育園全体の保育実践の自己評価に繋げている。また、前期・後期総括を基に、年度末の園内研修では次年度の保育過程について話し合いを行っている。

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	7	100.0
I-2 経営状況の把握	8	8	100.0
I-3 事業計画の策定	17	10	58.8
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	7	77.8
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	17	100.0
II-2 福祉人材の確保・養成	38	36	94.7
II-3 運営の透明性の確保	11	9	81.8
II-4 地域との交流、地域貢献	27	22	81.5
III-1 利用者本位の福祉サービス	74	71	95.9
III-2 福祉サービスの質の確保	31	28	90.3



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	5	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	64	100.0
1-(3) 健康管理	17	16	94.1
1-(4) 食事	15	15	100.0
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	4	100.0
2-(2) 保護者等の支援	13	13	100.0
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	6	100.0

A 達成度

